



※制度の詳細は各窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

事業主が申請	事業資金	業績が悪化(売上が前年同月比20%以上減少)している	セーフティネット4号保証	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で2億8,000万円(うち無担保枠:8,000万円) 指定期間:令和6年6月30日まで延長 ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】 【取扱いの変更点】 資金使途を借換に限定いたします。	大阪信用保証協会(門真支店) 06-6906-2511 ※認定証に関することは地域振興課
		業績が悪化(売上が前年同月比5%以上減少)している	セーフティネット5号保証(指定業種のみ)	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:令和6年1月1日~令和6年3月31日 ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】	
		思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等	新型コロナウイルス感染症特別貸付	保証枠:8,000万円(国民生活事業)、6億円(中小企業事業) ※市が発行する「認定証」は必要ありません。	
	補助	事業再構築補助金	内容:業態転換等思い切った事業再構築に意欲を有し、一定要件を満たす中小企業等に補助。 補助額(例)(中小企業・通常枠) 100万円~8,000万円 補助率 2/3等 ※公募期間や申請要件等の詳細についてはホームページをご覧ください。 →QRコード	日本政策金融公庫(守口支店) 0570-068502(ナビダイヤル)	
				事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088(IP電話専用回線: 03-4216-4080) (9:00~18:00) 日、祝日を除く	

●事業や労働に関する相談

資金繰りの相談がしたい	中小企業金融相談窓口 0570-783-183 (平日、土日、祝日 9:00~17:30)
労働に関する相談(会社の倒産、失業、解雇された等)がしたい	総合労働相談コーナー(大阪労働局) 0120-939-009 ※大阪府外及び携帯電話、IP電話等からは06-7660-0072 (月・水~金 9:00~17:00 火 9:00~18:00)
新型コロナウイルス感染症等で影響を受けたため、経営に関する相談をしたい	相談窓口(四條畷市商工会) 072-879-1656 令和5年4月1日~令和6年3月31日の間で日程を調整。詳しくは四條畷市商工会にお問い合わせください。

●各種申告や納付に関すること

個人が申請	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な人	免除 国民年金保険料免除の特例 【郵送による手続き可】	国民年金課
		猶予 国民年金保険料の学生納付特例 【郵送による手続き可】	

来庁せずに郵送等で手続きができる業務

大阪府コロナ府民相談センター(24時間対応)  
06-7178-4567 FAX06-6944-7579(FAXは聴覚障害等の人が向けです)

次の内容の相談ができます。

- ・かかりつけ医がない、夜間・休日診療できる病院がわからない人へ受診可能な医療機関の案内
- ・発熱等の症状がある人からの相談
- ・自宅療養者に対する支援(外来医療機関(往診対応含む)の案内、健康相談(看護師配置あり))の受付
- ・一般的な健康相談やその他の相談
- ・後遺症の症状に関する情報提供やアドバイス、受診可能医療機関の案内